

伊丹市水道事業給水条例及び伊丹市下水道条例の一部を
改正する条例の制定について

伊丹市水道事業給水条例及び伊丹市下水道条例の一部を改正する
条例を別記のとおり制定する。

令和8年2月25日提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

災害その他非常の場合において、給水装置又は排水設備に係る工
事を施行する者を追加するほか、所要の改正を行うため。

伊丹市水道事業給水条例及び伊丹市下水道条例の一部を
改正する条例（令和８年伊丹市条例第 号）

（伊丹市水道事業給水条例の一部改正）

第１条 伊丹市水道事業給水条例（平成９年伊丹市条例第３９号）
の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「（以下「指定給水装置工事事業者」という。）」
を削り，同項に次のただし書を加える。

ただし，災害その他非常の場合において，管理者が他の水道
事業者（法第３条第５項に規定する水道事業者をいう。以下同
じ。）又は他の水道事業者が法第１６条の２第１項の指定をし
た者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは，こ
の限りでない。

第７条第２項中「指定給水装置工事事業者が」を削り，「場合」
を「者（管理者を除く。次条第２項において同じ。）」に改め，
同項に次のただし書を加える。

ただし，管理者がその必要がないと認めるときは，この限り
でない。

第７条第３項中「工事」を「給水装置工事」に改める。

第８条第２項中「指定給水装置工事事業者」を「給水装置工事
を施行する者」に改める。

第３８条第２項中「指定給水装置工事事業者」を「第７条第１
項に規定する者」に改める。

（伊丹市下水道条例の一部改正）

第２条 伊丹市下水道条例（昭和４３年伊丹市条例第２９号）の一
部を次のように改正する。

第４条第１項ただし書中「委託した場合において」を「委託し，」
に，「とき」を「場合その他管理者が確認の必要がないと認める
場合」に改める。

第５条第１項に次のただし書を加える。

ただし，災害その他非常の場合において，管理者が他の公共

下水道管理者（法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）の指定を受けた業者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第7条第1項中「指定工事店」を「排水設備の新設等を行った業者」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。